

倉光クリニック訪問看護ステーション

訪問看護重要事項説明書

I ご利用相談窓口

電話 092-895-3103 (午前8時30分～午後5時30分)

管理者 浦川 ます代 (うらかわ ますよ)

*不明な点がございましたら、何でもおたずね下さい。

II 倉光クリニック訪問看護ステーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	倉光クリニック訪問看護ステーション
所在地	福岡市西区姪浜4-23-7-302
介護保険指定番号	訪問看護 (福岡市 4061190239 号)
サービスを提供する地域	福岡市 糸島市 *上記以外の地域はご相談に応じます。

(2) 同事業所の職員体制 (令和元年10月1日現在)

職種	職務内容	常勤	非常勤	計
管理者(看護師)	・ 倉光ステーションを統括します。	1名		1名
看護師	・ 看護計画に基づいて行います。	2名		2名

(3) サービス提供時間帯

基本的には、午前8時30分から午後5時30分です。

	早朝 6:00~8:00	通常時間帯 8:30~17:30	夜間 18:00~22:00	深夜 22:00~6:00
平日	×	○	×	×
日・祭日	×	○	×	×

*事情、気象条件等により時刻が前後することがあります。

そのほかサービス提供時間に変更がある場合には、事前にお知らせいたします。

*上表の通り、通常時間帯以外は**緊急時の対応**のみといたします。

(4) サービス提供日

基本的に、土曜・日曜、8/13~8/15、12/29~1/3はお休みします。緊急の場合はこの限りではありません。そのほか気象条件等により臨時休業する場合がございます。

Ⅲ サービスの内容

- 1 主治医の指示や利用者様の状況に応じて、訪問看護を行います。
- 2 緊急時に備え、携帯電話に転送され 24 時間連絡体制をとっています。

Ⅳ 利用料金

(1) 介護保険給付対象内サービスの利用料金

介護保険給付対象内サービスについては、原則として報酬単位に 10.70 を乗じた数に、ご利用回数に乗じた数の 1 割～3 割（端数切捨て）が自己負担となります。給付範囲を超えた場合や、介護保険給付対象外のサービスは自己負担になります。

【報酬単位～1 回あたり～】

緊急時加算	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満
600	471	823	1128

* 時間帯割増料金

- 早朝（6：00～8：00） 25%
- 夜間（18：00～22：00） 25%
- 深夜（22：00～翌 6：00） 50%

(2) 介護保険給付対象外サービスの利用料金

上記のほかに下記の項目については、利用者様の自己負担になります。

- ① 限度枠外サービス費・・・給付範囲を超えたサービス費は 10 割負担
- ② 日常生活上必要な物品（紙おむつなど）、医療材料費（ガーゼなど）
- ③ 訪問にかかる交通費・・・サービス提供以外の地域でステーションから往復 20km 以上の場合、1 回につき 500 円
- ④ 緊急時における交通費・・・上記③にかかわらず、それに要した実費負担
- ⑤ 駐車料金（有料駐車場利用時）
- ⑥ 死後の処置料・・・1 万円

V 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、容態の変化などがあった場合には、事前に打ち合わせにより、主治医・救急隊・親族・居宅支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	医院名 () 科) 主治医名 住所 電話
救急隊	119番
居宅支援事業者	事業所名 担当居宅支援専門員名 住所 電話
ご家族	氏名 (続柄) 住所 電話
ご家族	氏名 (続柄) 住所 電話

VI 当ステーションの目的および運営方針

(1) 目的

当ステーションは介護保険法令における要介護状態または要支援状態にあるもの又は疾病、負傷などにより居宅において継続して療養を受ける状態にあるものであって、かかりつけ医が指定訪問看護の必要を認めた高齢者などに対し、適正な訪問看護を提供することを目的とします。

(2) 基本理念

【信 頼】訪問看護に必要な知識・技術と人間性を磨き、自己満足に陥ることなく、利用者様の権利を尊重し、人間同士の信頼関係をつくります。

【安 心】主治医との連携をとり、利用される方が安心して看護、サービスを受けられるよう努めます。

【広がり】市町村や保健所の保健・福祉サービス、医療機関の諸サービス、民間サービスとも連携をとって、利用者様の療養に必要なサービスが広がるように努めます。

(3) 運営方針

- 1 利用者様の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の向上を重視した在宅療養が継続できるよう、適切に事業の提供を行います。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

VII 事故発生時の対応について

- 1 サービス提供中に利用者様に事故が発生した場合、利用者様の主治医・家族・事業所の管理者に早急に連絡するとともに、必要な対応を行います。
- 2 事故発生内容につきましては、必要事項を関係市町村・主治医・事業所管理者に報告いたします。

VIII 守秘義務について

- 1 事業所および従業員がサービスを提供する際に、利用者様やご家族に関して知り得た情報について、契約期間はもとより契約終了後も、正当な理由なく第三者に漏らしません。
- 2 利用者様に係わる居宅支援事業者等との連携を図るなど、正当な理由がある場合には、その情報が用いられる利用者様に同意を得た上、利用者様およびご家族の個人情報を用いることができるものとします。
- 3 事業所は、契約者の緊急での医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者様の心身等の情報を提供できるものとします。

IX 情報開示について

当事業所は、利用者様のお求めに従って、利用者様ご自身に関する情報(利用者記録・サービス提供記録・その他)を開示しております。遠慮なくお尋ね下さい。ただし、ご本人あるいは身元引受人でない方(他のご家族など)からのご請求につきましては、当事業所所定の書面により、利用者様ご本人の了解を得てからの情報提供となります。あらかじめご了承下さい。

X 苦情対応について

次のことについてのご相談・苦情などがございましたら、ご遠慮なくお申し出下さい。

- ① 事業所が提供するサービス内容について
- ② 訪問看護に対する要望など

苦情・相談窓口	電話 092-895-3103	F A X 092-895-3113
担当(管理者)	浦川 ます代	

*当事業所以外に各区役所・福岡県国民健康保険団体連合会の介護保険相談窓口があります

福岡市東区介護保険課	645-1069	城南区介護保険課	833-4105
博多区介護保険課	419-1081	早良区介護保険課	833-4355
中央区介護保険課	718-1102	西区介護保険課	895-7066
南区介護保険課	559-5125		
糸島市介護保険相談窓口	092-323-1111		

福岡県国民健康保険団体連合会介護保険課 642-7859

・訪問看護の提供開始にあたり、利用者(代理人)に対して、契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 福岡県福岡市西区都ヶ浦243-1
医療法人 海洋会
理事長 倉光 正幸 印

説明者 倉光クリニック訪問看護ステーション
管理者 浦川 ます代 印

私は、契約書および本書面により事業者から、倉光クリニック訪問看護についての重要説明事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印

ご家族 住所

氏名 印